

(2) 備品管理の不備

対象受検機関	検出事項						監査の結果	措置の内容																																																						
吹田支援学校	<p>備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が確認できないものがあり、定期的に備品出納簿と現物の照合が行われていない実態が認められた。</p> <table border="1" data-bbox="427 569 1596 1241"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>商品名</th> <th>当初受入年月日</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家具什器類</td> <td>—</td> <td>ワイドテレビ</td> <td>平成13年11月13日</td> <td>1</td> <td>170,000円</td> </tr> <tr> <td>機械器具類</td> <td>OA器具類</td> <td>パソコン LV13C</td> <td>平成14年3月29日</td> <td>1</td> <td>279,300円</td> </tr> <tr> <td>機械器具類</td> <td>OA器具類</td> <td>パソコン PC-V20C</td> <td>平成14年3月29日</td> <td>1</td> <td>226,800円</td> </tr> <tr> <td>機械器具類</td> <td>OA器具類</td> <td>パソコン PC-V20C</td> <td>平成14年3月29日</td> <td>1</td> <td>226,800円</td> </tr> <tr> <td>機械器具類</td> <td>OA器具類</td> <td>パソコン VP16CWS</td> <td>平成14年3月29日</td> <td>1</td> <td>293,685円</td> </tr> <tr> <td>機械器具類</td> <td>OA器具類</td> <td>パソコン VP16CWS</td> <td>平成14年3月29日</td> <td>1</td> <td>293,685円</td> </tr> <tr> <td>機械器具類</td> <td>—</td> <td>デジタルビデオカメラ</td> <td>平成16年3月29日</td> <td>1</td> <td>104,630円</td> </tr> <tr> <td>機械器具類</td> <td>事務器具類</td> <td>プリンター</td> <td>平成14年12月6日</td> <td>1</td> <td>170,625円</td> </tr> </tbody> </table>						区分	品名	商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	—	ワイドテレビ	平成13年11月13日	1	170,000円	機械器具類	OA器具類	パソコン LV13C	平成14年3月29日	1	279,300円	機械器具類	OA器具類	パソコン PC-V20C	平成14年3月29日	1	226,800円	機械器具類	OA器具類	パソコン PC-V20C	平成14年3月29日	1	226,800円	機械器具類	OA器具類	パソコン VP16CWS	平成14年3月29日	1	293,685円	機械器具類	OA器具類	パソコン VP16CWS	平成14年3月29日	1	293,685円	機械器具類	—	デジタルビデオカメラ	平成16年3月29日	1	104,630円	機械器具類	事務器具類	プリンター	平成14年12月6日	1	170,625円	<p>【是正を求めるもの】 現物が確認できない原因を調査の上、必要な是正措置を行われない。 今後、定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行うとともに、廃棄に当たっては不用決定や備品出納簿記載を欠くことのないよう、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【大阪府財務規則】 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 (1) 備品出納簿(様式第39号) (2)～(7) (略)</p> <p>第87条 知事又は物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49条)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> <p>【備品管理の適正化について(平成23年7月13日付け施設財務課長通知)】 標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。 特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が無いもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。 ついては、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いします。 (中略)</p> <p>4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的の実査し、照合確認等すること。</p>	<p>現物確認できなかった備品について原因調査を行ったところ、平成26年度7月以前に廃棄済みであり、廃棄手続(不用決定)が行われていなかったことが判明した。購入・備品管理を行う事務担当者と実際に使用する担当教員との間で連絡漏れがなく適正な廃棄手続が行われるよう、平成26年7月に行った通知を平成27年6月に再度発出し、改めて備品の廃棄についての周知徹底を図った。廃棄済みであるにもかかわらず備品台帳に残っていた物品については、廃棄手続(不用決定)を行った。 今後、財産である備品の管理については、「備品管理の適正化について(H23.7.13施設財務課長通知)」に基づき、物品管理者及び物品取扱責任者が、物品増減通知等を作成するときなどに、備品の現物と備品出納簿を定期的の実査することで、適正な管理を行っていく。</p>
区分	品名	商品名	当初受入年月日	数量	金額																																																									
家具什器類	—	ワイドテレビ	平成13年11月13日	1	170,000円																																																									
機械器具類	OA器具類	パソコン LV13C	平成14年3月29日	1	279,300円																																																									
機械器具類	OA器具類	パソコン PC-V20C	平成14年3月29日	1	226,800円																																																									
機械器具類	OA器具類	パソコン PC-V20C	平成14年3月29日	1	226,800円																																																									
機械器具類	OA器具類	パソコン VP16CWS	平成14年3月29日	1	293,685円																																																									
機械器具類	OA器具類	パソコン VP16CWS	平成14年3月29日	1	293,685円																																																									
機械器具類	—	デジタルビデオカメラ	平成16年3月29日	1	104,630円																																																									
機械器具類	事務器具類	プリンター	平成14年12月6日	1	170,625円																																																									